

銚子防災士会規約

(基本理念)

第1条 地域社会に密着した防災士としての意識と誇りを持ち、常に自己研鑽に励み、自主的かつ能動的に行動出来る「市民に寄りそった防災士」であることを理念とする。

(名称)

第2条 この会は、銚子防災士会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第3条 本会の目的は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防災士自身の防災・減災能力の向上
- (2) 防災士間の地区を超えた協力関係の構築
- (3) 防災士・行政・専門機関との情報ネットワークづくり
- (4) 市の防災・減災能力の向上

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 防災士としてのスキルアップに関する事業
- (2) 会員相互の交流及び情報交換に関する事業
- (3) 市民への防災意識の啓発活動事業
- (4) 市や自主防災組織等が行う訓練への支援事業
- (5) 自主防災組織未結成地区に対する結成支援事業
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 銚子市に在住する者で、日本防災士機構により認証され、かつ本会の目的に賛同する防災士により組織するものとする。

(入会)

第6条 本会の目的に賛同し、入会を希望する防災士は、銚子防災士会入会申込書（別記様式第1号）を会長に提出するものとする。

(退会)

第7条 本会の退会を希望する防災士は、銚子防災士会退会届（様式第2号）を会長に提出するものとする。

(役員)

第8条 本会に、次の各号に掲げる役員を置くものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 残任期間中に欠員が生じ、新たに選任された場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選任)

第9条 本会の役員は役員会において選出し、総会において承認を得るものとする。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し会務全体を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時においては、その職務を代理する。

3 幹事は、本会の運営に関することを事務する。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となるものとする。

3 総会は、年1回開催する。

4 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

5 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

6 会議の決議は、出席者の過半数をもって決定する。

(総会の議事)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を付議するものとする。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事
- (3) 役員改選に関する事
- (4) その他必要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、本会の運営上必要な事項を審議するものとする。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めることのほか、本会の運営に関して必要な事項は、役員会に諮り
会長が定めるものとする。

附 則

この規約は、令和6年5月19日から施行する。